令和4年1月1日(チェックイン分)より県民割プラスご利用時には 新型コロナワクチンの接種証明書等の確認が必要になります。

現住所を確認できる身分証明書

- 1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- 2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの (但し3か月以内のもの)
- 3. 宿泊者本人あての郵便物で、氏名、住所の記載があるもの(但し3か月以内のもの)



ワクチン接種済証明書

または

PCR検査等の陰性証明書

- ※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や、写し(コピー)の提示でも構いません。
- ※12歳未満のお子様の場合、同居する監護者(親等)が同行する場合は、接種済証明書等の提示は必要ありません

<ワクチン接種済証明書>

ワクチン接種済証明書とは…

- ●新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- ●新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- ●新型コロナウイルスワクチン接種証明書 が該当します。

<接種済証明書の条件>

- ●2回目の接種日から14日以上経過したもの
- ※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行 および宿泊の初日が基準となります。
- ●本人であること(身分証明書等で確認)
- ●2回分のワクチンシールが貼られていること (予防接種済証または接種記録書の場合)

<PCR検査等の陰性証明書>

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査における陰性証明(検査結果通知書)が必要です。

【注意】検査費用は自己負担となります。

【注意】PCR検査および抗原定量検査の有効期間は

3日間(検体採取日+3日)、

抗原定性検査の有効期間は1日間(検査日+1日)です。

<陰性証明書の条件>

- ●旅行開始日において、有効期限が過ぎていないもの
- ●本人であること(身分証明書等で確認)
- ●検査結果が陰性であること
- ●検査方法が明記されていること
- ●検査方法は、PCR検査または抗原定量検査、 または抗原定性検査のいずれかであること